

4 令和5年度地域包括支援センター事業実施方針及び事業計画案について

安城市地域包括支援センター事業実施方針（案）

（目的）

第1条 地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、事業を円滑に実施できるよう、介護保険法第115条の4第1項の規定に基づき、センターの事業実施方針について定める。

（地域包括ケアシステムの構築の方針）

第2条 センターは、安城市（以下「市」という。）及び安城市内全ての各センター並びに関係諸機関と連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境構築の実現のために、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの推進に努める。

（地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針）

第3条 センターは、実態把握や関係機関からの情報収集をすることで、地域の特性を考慮した課題を把握し、当該センターの役割を明確にし、地域ごとに重点的な業務や取組みを市とセンターが協議して行い、地域が抱える課題の解決に努める。

（地域社会との連携及び専門職との連携構築の方針）

第4条 センターは、高齢者を取り巻く多種多様な課題に対応するため、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、町内福祉委員会、社会福祉協議会等から構成される地域ケア会議の開催や、各関係機関が開催する会議への参加等、あらゆる機会を通じて、これらの関係機関との連携強化を意識し、高齢者を支援するためのネットワーク構築に努める。

（介護予防に係るケアマネジメントの実施方針）

第5条 センターは、介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を実施する際には、指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場や趣味の活動、インフォーマルサービス等の活用を推進し、地域で自立した生活を送り続けるためのケアマネジメントの実施に努める。

2 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を委託した場合は、センターは台帳への記録及びその進行管理を行う。

【資料 4－1】

（介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針）

第6条 センターは、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施に当たり、地域における介護支援専門員のネットワークを構築するとともに、介護支援専門員に対する日常的個別指導、相談への対応、事例検討会、交流会などにより地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行い、後方支援体制の確立に努める。

（地域ケア会議の運営方針）

第7条 センターは、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、町内福祉委員会、社会福祉協議会等から構成される地域ケア会議（地域ケア個別会議・地域ケア地区会議）を主催し、運営する。

2 センターは、地域ケア個別会議を実施することにより、個別ケースの支援内容の検討による個別課題の解決を図るとともに、検討を通じて介護支援専門員が行う自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握に努める。

3 センターは、地域ケア地区会議を実施することにより、地域の課題を把握し、課題解決に向けた関係機関の連絡調整・役割分担を図り、必要な地域づくり・資源開発につなげる。

（市との連携、個人情報取り扱い方針）

第8条 センターは、その運営において常に市との連携を意識し、報告・連絡・相談を徹底し、情報の共有に努める。

2 市は、権利擁護業務等を委託した立場の責任者として、センターと連携してその活動を支援するとともに、行政責任において適切に権限を行使して、地域住民の保健福祉の促進を担う。

3 センターは、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得るよう努める。また、関係法令（ガイドライン）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分留意するものとする。

4 地域ケア会議における個人情報の取り扱いに関しては前項と同様であり、会議の参加者全員が個人情報の取り扱いについて十分留意するよう周知を行う。

5 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する場合、委託先の事業所の個人情報の取り扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱うことを明記し、その保管に遺漏のないよう指導・助言を行う。

【資料 4－1】

（公正・中立性確保のための方針）

第9条 センターは、包括的支援事業のみならず指定介護予防支援事業の実施にあたり、常に地域社会その他関係機関からの信頼を損なうことなく、利用者の選択の意思を尊重し特定の事業所に偏らないよう、公正・中立の立場を確保するよう努める。介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の委託先を選定する場合においても同様である。

2 市は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を発揮し、適切、公正かつ中立的なセンターの運営を確保するために介護保険・地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

3 協議会においてセンターが公正・中立性を確保し適正な運営を行っているかを評価するために、センターは定期的にその運営状況や事業内容について報告する。

4 センターは、協議会において、事業を実施するに当たり助言を受けた場合は、その内容を真摯に受け止め、適正に事業を実施する。

（重点的に取り組むべき事項）

第10条 重点的に取り組むべき事項は、次の各号に定めるところによるものとする。

（1）地域包括ケアシステムの推進

高齢者を取り巻く課題を明確にし、必要な支援、サービスにつなげることが重要である。高齢者の課題を把握するために実態把握を行い、関係者と連絡をとって情報の集約に努める。また、支援が必要な高齢者については、個人情報保護に留意しながら、必要に応じて、医師など医療機関、ケアマネジャーなど介護サービス事業者、町内福祉委員会、民生委員等の関係機関、障害福祉関係機関等を招集して地域ケア個別会議を開催し、高齢者の地域での在宅生活を支援する。

（2）虐待、処遇困難ケースなどの支援

虐待・処遇困難ケースについては、市と共同で相談・通報から問題解決に向けて継続的に支援し、必要に応じて保健・医療・福祉関係者など虐待対応協力機関と連携し、地域ケア個別会議等を開催する。

（3）介護予防と社会参加の促進

窓口での相談、ケアプランの作成、実施状況の把握・評価等を的確に行えるよう、センター職員の資質向上に取り組むとともに、対応の中で明らかとなる

【資料 4－1】

課題について地域ケア会議等に提示し、課題の解決方法について検討する。

また、市の主催する自立支援サポート会議に主体的かつ積極的に参加し、自立型ケアマネジメント力の向上に努め、そこで学んだことを実践できるよう、関係機関と連携を深める。

（４）医療と介護の連携促進

在宅での医療依存度の高い高齢者や認知症高齢者支援など、関係する医療機関との情報共有、学習会など顔の見える機会づくり、相談できる関係づくりに取り組む。

（５）認知症高齢者への対応支援

増加する認知症高齢者の支援と予防啓発のために、相談体制の充実や医療機関の情報提供、高齢者や地域住民に向けた認知症の理解のための勉強会の開催など、関係機関と連携し機能を充実する。また、スキルアップのため認知症地域支援推進員研修に参加する。